

## 小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱

小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱（平成5年小竹町要綱第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、ごみの減量化推進の一環として、一般家庭から排出されるごみの減量化を図るために、家庭用生ごみ処理容器等（以下「処理容器等」という。）を設置する者に対して、小竹町生ごみ処理容器購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、小竹町補助金等交付規則（平成13年小竹町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「処理容器等」とは、一般家庭から排出される生ごみを微生物分解、加熱乾燥等減量化、資源化する機器及び容器等をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 一般家庭で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき小竹町住民基本台帳に記録されている者
- (2) 処理容器等を設置することができる敷地を有すること。
- (3) 町税（町県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税）に未納がない者
- (4) 自己の責任において処理容器等を設置し、処理後の生ごみを適正に維持管理できること。
- (5) この告示に基づく補助金の交付を受けていない者

（補助金の額及び交付要件）

第4条 補助金の額は、処理容器等の購入価格（消費税及び地方消費税を含む（以下「購入価格」という。））が3,000円以上のものに対し、購入価格に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、20,000円を上限として交付し、1世帯につき、1基とする。

2 前項に規定する補助金は毎年度、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に納税証明書若しくは未納のない証明書及び処理容器等の見積

書を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について、小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)(以下「通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第7条 補助金の通知書の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、処理容器等の領収書の日付から起算して60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに小竹町生ごみ処理容器購入費補助金実績報告書兼請求書(様式第3号)(以下「実績報告書」という。)に処理容器等の領収書の写し及び設置写真を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の交付額を確定し、小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付額確定通知書(様式第4号)(以下「確定通知書」という。)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の確定通知書の通知後、すみやかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、小竹町生ごみ処理容器購入費補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他、町長が補助金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、小竹町生ごみ処理容器購入費補助金返還命令書(様式第6号)(以下「命令書」という。)により返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、命令書の通知を受けた者は、通知を受理した日から6

0日以内に補助金を返還しなければならない。

(立入検査等)

第12条 町長は、処理容器等の使用方法及び維持管理に問題があると認められるときは、職員に立入検査及び指導させることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。